

## 裁判員経験者意見交換会議事録

**司会者：**それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

裁判員裁判が始まりまして、5年が経過いたしました。おおむね順調という評価をいただいているところでありますが、今、本当に裁判官と裁判員の皆様が協働してきちんとした判決を出せているのかということを真剣に見つめ直しているという状況にあります。

協働ということはどういう状態を指すのかということ自体がそもそも難しいところですが、法律家として裁判に長くかかわってきて、そういう土壤で育ってきた者であるがゆえの物の見方、感じ方というものがある我々裁判官の視点と、多様なバックグラウンドを持った裁判員の方々の視点とをあわせて、よりより裁判を実現していくというものであると思っております。そういう意味で、我々は、参加いただく裁判員、補充裁判員の方々の多様な視点というものを本当に十分に取り込んでいるのかということを、もう一度真摯に見つめ直さなければならないというふうに考えております。

このように、裁判員の方々の意見をきちんとくみ上げるために、まずは法廷でやっている審理が分かりやすくなければならないだろうというところが一点、もう一つは、評議での意見交換を活性化する方法を、もう一度きちんと見つめ直さなければならないだろうという、大きく言ってその二点について考えていかなければなりません。

本日は、このような問題意識を前提に、実際に、経験をされた方から、自分が実際にかかわった裁判の中で感じたことを、忌憚なくお話しいただければというふうに思っております。それらを基に、また我々としてよりよい裁判のあり方を模索していきたいというふうに考えておりますので、どうか、

よろしくお願ひいたします。

それでは、まずは、ざつとした印象のようなもので結構です。実際に裁判員として手続に参加して、どんな感想を持ったかということと、参加したことによってそれまでの自分が思っていたことが変わったというところなどがあれば、お話しいただければありがたいと思います。

**裁判員経験者1**：私が感じたことは、もともと裁判というものに詳しくなかつたこともあるので、印象としては、割合淡々と決まっているんだろうなという印象を持っていました。しかし、実際に裁判員裁判に参加すると、皆さん、本気でいろいろと考えて、受けとめた情報をもとにいろいろ悩んだり意見を交換しており、淡々としているというわけではなくて、気持ちに寄り添うように、いろいろ考えてやっているのだなというところが、印象が大きく変わったところです。

**裁判員経験者2**：私は補充裁判員として参加させていただきましたが、実際の裁判員の方と一緒にのような感じで取り組んでいけたと思っております。自分でいい経験をしたなという感じです。

今まであまり裁判自体に興味がなかったのですが、実際自分が携わると、ニュースに出てくる裁判等にも興味を持つようになりました。

**裁判員経験者3**：私は、この裁判員裁判を経験して、まず裁判自体あまり自分の中では興味がなかったのですが、新聞やニュースなどではほかの事件をいろいろ見て、自分がかかわった事件と比べて、この事件はこういう判決を出すんだとか、裁判に対して少し興味・関心を持つようになりました。自分としては、いろいろな年齢の方や立場の方と話ができる、よい経験になったと思っています。

**裁判員経験者5**：裁判員裁判をやらせていただきまして、参加する前は、やはりあまり興味がなく、違う世界みたいな感じだったのですが、実際に殺人事件などを担当させていただいて、これは本当にできるかなとかいう、いろん

なことを思い、模索しながら何とか4日間を過ごさせていただきました。

それからやっぱり、新聞やテレビでいろんな事件を見ると、どうしても自分がやった経験を基に、この人は何年ぐらいかなとか、いろんなことを思うようになりました。今まででは、興味がなかったのですが、だんだん興味を持って、そういう事件を見るようになりました。

**裁判員経験者6：**私は、裁判員に選ばれる前は、一度はやってみたいというふうに思っていたのですが、実際に選ばれて裁判に携わったら、やはり始まる前に自分が持っていた裁判という意識から、実際の裁判とは大分かけ離れているなという印象を得ました。

いろんな意見交換をしていくうちに、実際にはこうだろう、ああだろうというような、事実は分からぬのですが、それに近づけるようにいろんな意見が出てきました。ここは私の考えが違っていたんだなとか、ここはやっぱり私の思ってたとおりじゃないんだろうかとかいうようなことで、最終的には判決を決めるときに、自己の中で持っていたものと、過去の事例を見比べて、やはり自分の認識が甘いのかなと、自分が思ってたことと現実とはちょっと違ったなというようなことを感じました。今回参加させていただいて、自分の中でものすごくいい経験になったといいますか、良かったなというふうに思っています。

それと、自分たちが判決に携わったので、最後までそれに対する責任といいますか、そういうものが自己の中で芽生えてきたといったら何か変なんですかけども、最後までそれを見てみたいという印象を持っています。

**司会者：**ありがとうございました。

いろんな方と意見交換したことがプラスになったとか、やっぱりこの参加をきっかけに事件であるとか裁判であるとか、そういうものについての興味・関心が深まったというような話をお聞かせいただくと、裁判に携わってきた者としては非常にありがたいというふうに思います。

それでは、実際に裁判をした上でどういう点が難しいというか、大変だといふようなところがあったのかなかつたのかという点について話を聞かせていただこうと思います。

今思い出してみて率直に、あれはしんどかった、長いぞとか、何を言つてののか難しすぎるぞというふうなところがあつたかどうか、そういう経験をしたという方はいらっしゃいませんか。

**裁判員経験者6**：今、言われたことと逆なんですけども、正当防衛という言葉はよく聞いて自分なりによく分かっていたつもりなのですが、自分たちのときに過剰防衛という言葉が出てきました。それについて、よく分からなかつたのですが、説明を大変よくしていただいて、その中で自分なりに過剰防衛とはこういうものなんだ、正当防衛とはこういうものなんだというのが理解できたので、ものすごく良かったです。分からぬところを、逆に質問する前にこういう言葉はこういう意味ですというふうに言っていただけたので、すんなり裁判に入れたという感じの印象を持つてます。

**裁判員経験者5**：専門用語とかが結構出てきたり、冒頭陳述というんですか、話が結構難しく、やっぱり専門用語などが多いので、結構長く感じて難しいかなというのがありましたね。

**司会者**：我々は、基本的には、裁判を始める前に検察官と弁護人で集まつて、難しい言葉を難しいまま使うのはやめましょうという打合せをします。公判前整理という手続きの中でやっていることの大きな作業の一つです。

あの事件は私としては、急迫不正の侵害云々とかという条文の言葉を法廷で出すことは極力避けようと思って整理をしましたが、ふたを開けると今5番さんからお話が出たとおりで、その言葉が丸々そのまま冒頭陳述の中で出てきたのです。あれはやっぱり、これは何の話なのかというふうな感想をお持ちになられましたか。

**裁判員経験者5**：そうですね。ちょっと分かりにくいと思いましたね。

**司会者**：その後は、今6番さんからお話をありがとうございましたが、この事件で何を考えないといけないかというポイントについては、分かってもらいましたか。

**裁判員経験者5**：そうですね。やっぱり、日を追うごとにだんだん、また協議を重ねたことで、分かってきた部分もありますね。

**司会者**：ほかの方はどうですか。実はちょっと、あのときよく分からなかっただし、何かしんどかったなということはなかったでしょうか。今、お話があつたように、専門的な言葉がそのままぽんと出されたという経験をしたというところはございませんでしたか。

**裁判員経験者3**：私の事件では、比較的軽い事件だったので、そこまで専門用語はなかったのですが、一番最初に、ワンペーパーで専門用語を書いたものを配っていただいたので、それがとてもわかりやすくて助かりました。

**司会者**：そうですね。被告人の精神状態が問題になるような事件で、その関係で、そういう工夫をしてもらったことが、すんなりと審理に入っていく上で有効だったということですかね。

**裁判員経験者3**：はい、そうですね。全く分からない、裁判自体あまり分からないし、発達障害についても深くかかわったことがなかったので、説明があったのがとても分かりやすかったです。

**司会者**：やっぱり、我々法律家が公判前整理手続の中でそういう配慮というものを考えて、余りくどくならない程度に専門用語をうまく伝える方法を事前に準備しておくべきなんでしょうね。ありがとうございました。  
ほかは、特にございませんか。

では、それぞれの事件で、ここがポイントですよというところがあったと思うのですが、今何のためにそれを議論してるんだとか、結論を出す上で意味があるのかというふうなことを感じたことはありましたか。

**裁判員経験者6**：どこまで話していいかちょっと分からぬのですが・・。裁判の中で、検察側のほうが別の女性というふうにちょっと言いかけたとき

に、弁護人から異議ありということで質問を止められたんですよね。本人が話したくありませんということで話さなかつたのです。ただ、私の中では、聞きたかったなと思っています。それが動機の一つになるんじゃないかなというのはずっと心のどこかに残っていました。そういうようなイメージは、実際、今回の事件とは切り離して考えるんですよというふうに説明していただいていたので、自分の中では整理をつけようと思ったのですが、どうしても動機の一つじゃないのかというようなイメージがずっと残っていました。

**司会者**：そうですね。動機の一つというイメージで、それが残ったとしたら、私の止め方が悪かったのかもしれませんけれども、被告人の黙秘権というものはやっぱり非常に大事なんですね。だから、その行使はきちんとさせてあげないといけないというところは、あの流れではあったのかなという気はしますね。

それで、弁護士さんが異議を言ったし、被告人の黙秘権というものはやっぱり刑事訴訟法上はすごく大事なことなので、ああいう流れになつたかなという記憶です。ただ、6番さんとしては、そこはちょっと歯がゆさがあったわけなんですね。

**裁判員経験者6**：そうですね。

**司会者**：どのような話でも結構ですが、ここはもうちょっと突っ込んでほしかったんだけども何か中途半端で止まったよなという場面も、特には思い出せませんか。

**裁判員経験者5**：私のときの刑事裁判では、過剰防衛が争点になつていたと思うのですが、過剰防衛という言葉は初めて聞きました。調べていく中で、実際に本当は見たわけではないから、どうなるのかなという多少の思いがあるのはありました。

**司会者**：例えば、自分として、この辺に不安が残つて、ひょっとするとこんなことをやっておけば良かったのではないかみたいなところは、何かあります

か。

**裁判員経験者5**：過剰防衛であるかないかについては、いろんな意見が多分あったと思うのですが、やっぱり一番あれが難しかったのかなとかと思っています。

**司会者**：判断が難しいということなんですかね。具体的にここが足りなかつたとか、ここがどうだったというよりも、自分が実際見てもいない過去の出来事をいろんな手がかりで推測と議論を重ねていく、その作業の難しさということになるのでしょうか。過剰防衛ということで、一体何が問題にされているかが分からないということなのか、そうではなくて、結論を出すのが難しかったということなんですか。

**裁判員経験者5**：結論の出し方ですかね。

**司会者**：実際、あの場面で何が起きたのかということを決めるのは、すごく難しかったということですかね。もう一押し証拠があればということで何か考えたものがあったということですか。

**裁判員経験者5**：そうですね。ずっと動画でそれが撮れていたみたいな証拠があれば一番いいのでしょうけど・・・。

**裁判員経験者2**：私が携わったのは集団暴行の裁判だったのですが、被告人の方はまだ少年という感じで、発達障害か知的障害か、そういうことを言われておりまして、本人の意見というものは一つも聞けませんでした。結局、弁護士さんと検察官さんの話がメインになっている状態でした。

あのとき感じたのは、被告人の言葉というものがなかったなという思いです。ああいう特殊な例という、ちょっと難しい裁判だったのではないかなど思うのですが、ちょっと意見を聞きたいなというのはありました。

**司会者**：そういう感じ方をされておられたのですね。

**裁判員経験者2**：まあ。

**司会者**：私たちにとってみると、被告人の言葉というものは本来の意味では証

拠ではないというふうな、そんな見方をしているんですね。無理やりしゃべらせることはできないので、そこは足りなくてもという感覚があるように思います。

ただ、今改めて2番さんのお話を聞いて、あの審理のことを思い出すと、ああ、そうか、そういう受けとめ方だったんだなということを改めて感じました。

どうですか、先ほど6番さんがおっしゃられたみたいに、ここが本当はもうちょっと聞きたかったというような話でも結構です。検察官、弁護人、裁判所が、法律家としてこういうふうな範囲を審理で取り上げましょうという準備をして、皆さんにはそこに来ていただいたという形になるんですけれども、実は、この辺もう少し知りたかったぞというふうなところ、例えば、事件が起こってから彼が捕まって裁判に至るまでの流れだとか、事件発生の背景、動機などは、もう少し突っ込んで出してほしかったとか、被告人や被害者が、そもそもどんな生い立ちでどんな人間だったかというようなことを実はあのときもうちょっと知りたかったと思っていたなどというところがありますか。

**裁判員経験者6**：裁判をやってるときにですね、自分なりに、もし自分が加害者だったら、もし自分が被害者だったら、もし自分が加害者の親だったらといういろんなパターンを自分なりに考えるんですよね。こうした中で、どうしてこういう事件が起ったのかということを考えていくうちに、自分なりの考え方でやっぱり動機、何でこうなったのかという動機をもっと知りたかったかなというのが、自分の中の印象としては残ってるんですよね。起った事件に関して、以前のこととか今後のことというのは関係ないと言ってしまえばそれまでなんんですけども、どうしてもそういうふうになってしまった背景といいますか、そういうものはもう少し自分で知りたいかなというのは、話し合いの中でもあったんですけど、再犯防止云々とか、今までの生い

立ち・経緯というものは判決を出すときには、自分なりにやっぱりもう少し必要だったかなというふうには感じていました。

**司会者**：ほかの方はどうですかね。被告人の人となりみたいな部分をもう少し深く知ってみたいというような気持ちを持たれましたか。

**裁判員経験者5**：あんまり感情移入をし過ぎるとかえって判決を出すのに迷ってしまうような気がしてならないんですけどね。結局、やっぱり事件のこと集中して審議したほうが私はいいかなと思います。余りにもその人を知り過ぎると、感情移入してしまうのかなとかいうように思います。

**裁判員経験者1**：私が担当したのは集団暴行事件で、被告の方が事実関係について争っていなかったので、そこら辺についてはスムーズに入っていったように思います。

私がちょっと心に入っていかないなと思ったのが、要するに、事実関係とかを自分で整理する前に、弁護士さんから、被告人の酌むべき状況や生い立ちとかの話があったように思うので、その話がどういう方向に繋がっていくのかなというところで、自分が迷いながら聞いていたように覚えてます。それをどう被告人のために判断したらいいのかなというの、非常にやもやしたような状態だったと覚えてます。

**司会者**：事件の中身、内容自体について、何が起きたのかなというあたりが、いまひとつきちっと伝わってきてなかつたような感じだったんですか。

**裁判員経験者1**：最初にいろいろ事実を聞いて、それが自分で整理できる前に被告の酌むべき状況とかを聞いたので、そこがちょっと分かりにくかったというか、もやもやしたんですね。

**裁判員経験者3**：私が携わった事件では、被告人が発達障害ということでしたが、お母さんが、子供のことは、とても素直でいい子だったので、このような事件を起こすことになるとは全く思ってなかつたとおっしゃっていました。発達障害があつたら何か人とちょっと違うということとか、何か周りと

違うなということが分からなかつたのかなとか思いましたし、お父さんは法廷に来ていなかつたのですが、息子が事件を起こしたことに対して、お父さんからも、ちょっと話を聞きたかったなというのは思いました。

**司会者**：ほかの皆さん、よろしいですか。

それでは、より具体的な内容について伺わせてもらいます。

どの事件でも、まず最初に、現場の写真だとか図面をいろいろ見てもらつて、こんな場所でこんな時間にこんなことが起きたというあたりの証拠を調べるという流れだったと思いますが、例えば写真などについて、もうちょっと見てみたかったというようなことを当時感じてたという方はおられますか。

**裁判員経験者全員**：（答えない）

**司会者**：御自身が関与された事件については、そういう意味では、そういう写真等でどんな事件がどこで起きたんだというふうなイメージは持てたということですかね。

**裁判員経験者全員**：（肯く）

**司会者**：例えば、写真とか図面、書類などもディスプレイで映して我々に見せてくださりながら証拠調べをするというふうなことが多いですけれども、例えば、ぱっと画面を切りかえられたとか、検察官にもうちょっとそれを説明してほしいみたいなことは感じませんでしたか。

**裁判員経験者全員**：（肯く）

**司会者**：それから、証人尋問、被告人質問というふうに、人から生で法廷で話を聞くという証拠調べの方法があつて、問い合わせるという形で我々が事情を聞かせてもらうのですが、御自身方がかかわった事件の中で、人から話を聞く場面で、すごく分かりにくかったというような記憶があるという方はおられですか。

**裁判員経験者全員**：（答えない）

**司会者**：それでは、証人尋問も被告人質問も、尋問が長くなつて集中力が落ちるかなと思い、休憩を挟むことが多いのですが、休憩の挟み方がちょっと中途半端であつて、尋問が分かりにくくなつたという記憶はないですか。

**裁判員経験者全員**：（答えない）

**司会者**：そういう法廷での証人尋問については余りストレスもなく、困ったという記憶もなく、集中して聞けたということでよろしいですか。

**裁判員経験者全員**：（肯く）

**司会者**：それでは、検察官の質問が終わって、すぐに弁護士さんから確認してほしいと思ったとか、逆に弁護士さんの質問がずっと続いた後、休憩を入れるのではなくて、検察官からすぐに確認してほしいというふうに思ったとか、質問を続けてほしかったという記憶をお持ちの方も特におられませんか。

**裁判員経験者 5**：検察官の質問や弁護側の質問が終わるたびにそれなりに休憩があった方が、私は結構しんどかったので、それは良かったと思います。

**司会者**：やっぱり慣れていないので、集中して聞いていくというのはかなりの負担になるということですか。

**裁判員経験者 5**：そうですね、やっぱりため息が出るぐらい疲れがありますね。

**司会者**：そうすると、多少流れがどうこうというよりも、適切な時間で休憩をとりながら続けるほうがいいだろうということですか。

**裁判員経験者 5**：そうですね、私はその方が良かったと思います。

**司会者**：質問とか尋問について、皆さんから休憩のときにいろいろと質問をしていただけたり、皆さんで自由に意見交換をされたりしてた場面というのが結構あったように記憶しています。ああいうのも質問の意味を理解して、その後、また法廷に戻って話を聞くときに有効な感じですかね。皆さん自身の経験からしても、あそこでちょっと部屋に戻ったときに皆で議論をしたとい

うのは、質問、尋問の理解にとってプラスになったということですか。

**裁判員経験者6**：今、言われると、まさにそのとおり、いろんなことがあったときに一遍引いてみんなで話し合うというのはすごく良かったのではないかなと思います。

自分が感じたのは、休憩をちょこちょこ入れていただいて、絶妙のタイミングで休憩ができたのではないかと、自分なりにはすごく良かったというふうに記憶しています。

**司会者**：弁護士、検察官の方から、何か質問があればどうぞ。

**検察官**：尋問を聞いているときに、しんどいということでお感じになったことがあるということですけれども、例えば、質問 자체をコンパクトにしてほしいというふうに思われたことがあるのか、それとも、ただ単に、その質問自体はいいけれども、休憩を適宜入れてほしいというような御感想なのか、その点についてお伺いしたいと存じます。

**司会者**：それでは、5番さん、もししんどかった場面のこと覚えておられれば、少しお話し願えますか。

**裁判員経験者5**：そうですね、今、思えば、後の方です。そうしてもらった方が、もう少し集中できるかなというのあります。

**司会者**：誰の場面でしんどくなったというのは覚えてますか。

**裁判員経験者5**：そうですね。被告人の話ですかね。

**司会者**：それはどちら側からの質問があったかということまでは覚えていませんか。弁護士さん側の聞き方がどうだったとか、それに対して検察官が質問するときどうだったというようなことまでは覚えていないですか。

**裁判員経験者5**：記憶がありません。

**検察官**：それはいきさつとかそういったことが長かったというような印象でしょうか、どのようなところが長かったということを感じられましたか。

**裁判員経験者5**：記憶として余りないのでですが、そういうのがあったというよう

な記憶ぐらいしか・・・。

**裁判員経験者6**：5番の方と同じ事件でしたが、今、休憩時間に話したことを思い出しましたが、弁護士の方が言っていることがこもるといいますか、何か聞き取りづらいというか、何のことを言っているのか分かりづらかったのを思い出しました。休憩を挟んでいただけで控室に帰ったときに、今、何をやったのかなというようなことを皆で話したのを思い出しました。言ってる内容がはっきり聞き取れないというか、理解できないというか、その辺のことが長く感じてしまったのではなかったかなというような記憶が何となくよみがえってきました。

**司会者**：それは発声みたいなレベルなんですか。聞きづらい声だという話か、そうじゃなくて尋ねている内容ですか。

**裁判員経験者6**：両方です。

**司会者**：両方、なるほど。それでは、はつきり明瞭な発音、発声でなかったということもあるし、尋ねていることが一体どこに向かって流れているのか、位置づけがすごく見えづらかったというふうなこともあって、ちょっとしどかつた記憶が残っているということですか。

**裁判員経験者6**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。

ほかの方はどうですか。ちょっと速すぎたとか、声が小さすぎたとか、明瞭ではなかったとか、何のために聞いているんだろうみたいなことを思つてしまつたことはありませんか。

**裁判員経験者全員**：（答えない）

**司会者**：はつきりと大きな声できちんと訴訟活動してくださって、何を聞いていて、それがどういう意図で聞いているということも法廷で十分つかめたということでおろしいですか。

**裁判員経験者全員**：（答えない）

**司会者**： 次に検察官の論告と求刑の場面で、何かよく分からぬとか、あれは違うのではないかと感じたという記憶がある方はおられますか。

**裁判員経験者6**： 今、言われたことと逆なんですね。検察官の話がうま過ぎて、聞いていて本当に全て言わわれているとおりだなというような印象を受けました。それはまずいことかもしれませんのが・・・。

**司会者**： それに対する弁護人の意見を聞いていたときはどんな感じで聞いておられましたか。

**裁判員経験者6**： 悪い言葉かも分からぬですが、どうしてもやっぱり比較といいますか、しゃべり方にもしても、しゃべる速度にもしても、自分の思ってたことと、えつ、私、そうじやなかつたのだけど、そうなのかなというように受けとめたという印象があるので、弁護士の方は、言い方は悪いのですが、普通かなというような感じのイメージが残っています。

**司会者**： それでは、ほかの方も良かった悪かったに限らず何でもいいですが、最後の双方のまとめの意見を聞いてて、自分としてはこんなことを思ったということでお、感想みたいなものがありますか。

**裁判員経験者1**： 私は先程弁護士さんの話をどういう方向に繋がっていくのかと思いながら聞いたということを話しましたが、生い立ちやいろんな事情があるとは思うのですが、それをどう刑に反映させればいいのか、例えば、具体的には1年、2年、3年とか差が出てくると、それをどう生かしたらいいのかというのはやっぱり自分の中で非常に迷いがありました。

**司会者**： ほかの方はどうですか。

**裁判員経験者2**： 6番さんと一緒に、検察官の方の話がものすごくうまかったですね。

弁護士さんはちょっと、弁護士さんが言うほど、そこまでではないのではないかというような感じを受けました。話の仕方で引き込まれたらいいかもしれないかもしれませんけど、あのときはそういうふうに感じました。

**司会者**：その事件に対しての受けとめ方というのは人それぞれで変わってくると思いますが、技術的な部分で、2番さんが感じていたこの事件の内容はこうだろうというものに照らし合わせると、ちょっと説得力がないなと感じたということですか。

**裁判員経験者2**：弁護士さんの言う言葉はちょっと説得力がなかったですね。

**司会者**：ほかの方もどうぞ。技術的な面、例えば長さだとか、しゃべり方だとか、問題点の並べ方だとか、そういうような技術的なこととか、何でもいいです。聞いていてこんな印象を持ったぞというようなことがあれば、どうぞ。

**裁判員経験者5**：私もやっぱり6番さんと同じような感じで、検察官の方のしゃべり方がよかったです。弁護士の方は、あまり引き込まれなかつたかなという感じですかね。そういうふうに思いました。

**司会者**：それは形式的にこの点がどうこうというよりは、御自身が証拠調べで抱いていた印象から、ちょっと説得力が欠けるというようなことですか。こら辺を工夫すればどうできるというような問題ですか。

**裁判員経験者5**：そうですね、やっぱり多少工夫はできる、工夫はあるほうが多いのかなとかいう感じです。

**司会者**：長かったなというような印象ですか。

**裁判員経験者5**：長いのは長いかなとやっぱり思いましたけどね。

**司会者**：ダイレクトに言いたいことが伝わらないというようなところがあったのですか。

**経験者5**：そうですね、そういうものが入ってくるような感じになればいいと……。

**司会者**：また違ったかなという感じをお持ちだったんですか。

3番さんのときは、双方の意見の述べ方について何か感じたとかいうことは特に記憶にないですか。

**裁判員経験者3**：私は、被告人の方が発達障害があるということで、弁護士さ

んや検察官の方がわかりやすいように、「イエス」「ノー」だけで答えるのではなく、ちゃんと気持ちを引き出せるような質問の仕方だったので、私自身もとても分かりやすかったし、被告人の方自体も話しやすかったなと思い、良かったと思いました。

**司会者**：それでは、論告・弁論でも、それまでずっと聞いてきた話を踏まえると、そうだな、なるほどなという感じで聞けて、さっきの話と違うぞみたいなことを感じたということはなかったですか。

**裁判員経験者3**：質問の量自体も適当な量でありましたし、内容も分かりやすかったので、違うなと思うことはなかったです。

**司会者**：双方の言いたいことがよく自分に伝わってきて、結論を決めやすかつたというようなことですかね。

**裁判員経験者3**：はい。

**弁護士**：先ほど少し弁護側の弁論ですね、それが少し長かった。もう少しインパクトがあればというお話も出ましたが、率直なところを聞かせていただきたいです。

やはり検察官のいわゆる最後の意見、それから弁護人側が言う最後の意見というところで、話し方・・というそういうことの形式的な位置づけあたりでやはり差は感じられたのでしょうか。

**司会者**：5番さん、6番さんはどうですか。

**裁判員経験者5**：声の張りとか単純にしゃべるだけより、例えば、めり張りのあるしゃべりが入るということがインパクトがあって良かったかなと思います。

**裁判員経験者6**：はっきり覚えてないのですが、イメージとして、検察の方の話がうま過ぎたというのが第一印象なんですよ。ただ、弁護士の方が聞き取りづらいというのは、内容が分からなくてはなったとは思うのですが、やはりどうしても比較といいますか、検察官から続けて聞いていると、どうしても頭の中に

残っている印象といいますかイメージがあって、強く残りますので、弁護士の方が悪いというわけでも私もなかつたとは思うのですが、・・・。

**司会者**：その印象を払拭するためにどういう工夫が必要ということなのでしょうか。

検察官がきちつと完結した流れを提示したら、それに対してきちつとしたカウンターパンチを入れないと難しいんだろうなというのは、私自身も思うことがあるんですけどね。

どうですかね。今、言ったように、弁護人としてもう少しこのあたりをやってくれればみたいなところは、1番さん、2番さんはあまり感じられませんでしたか。

**裁判員経験者2**：あのときはちょっと弁護士さんと少年との話がうまくいってなかつたというふうに感じました。コミュニケーション云々とは言いませんが、裁判所でも話がかみ合つてないような部分というのが感じられました。

**司会者**：そんなふうに感じておられたんですね。

**裁判員経験者2**：雰囲気的にですね、少年のほうがはっきり物を言わない被告人なんですね。はっきり物を言わないタイプだったんで、その辺がちょっと難しいんじゃないかなというように感じました。

**司会者**：最後の意見の場面での弁護人の工夫というか、もう少しこの辺はどうなのかなというところはありましたか。

**裁判員経験者1**：検察官の方が話すときは声がはっきりしてて良かったのですが、弁護人に対しては、起きた事実に対して、そのことを考慮しないといけないのか、生い立ちとかをそれほど考慮しないといけないのかなというところでずっと疑問を抱きながらやっぱり話を聞いていたというのが一番強い印象です。

**司会者**：そこら辺の位置づけ意味づけみたいなものが問題なのでしょうか。きっと提示されないで話されても乗つていけないということですか。

**裁判員経験者1**：そうですね、そうなのかなという感じです。

**司会者**：3番さんは、御自身の記憶ではすごくわかりやすい審理をしてもらえたということでしたが、弁護人サイドの意見の述べ方で、何かこんなやり方があったらもっと良かったのではないかみたいなことがあったらお願ひします。

**裁判員経験者3**：特にないです。

**司会者**：ありがとうございます。

検察官、何かあればお願ひします。

**検察官**：求刑の件ですが、検察官がどうしてこのような求刑をしているのかという点も含めて御理解いただけたのか、それとも検察官はどうしてこのような求刑をしたのだろうということで、何かちょっと分かりにくかったなというような部分があったのかという点について、御意見をお伺いしたいと思います。

**裁判員経験者1**：前提知識があまりないという状態からすると、最初に事実関係とかいろいろ話を聞いた中でいうと、感覚としてはそれは妥当かなという印象です。いろいろその後、意見交換して変わることもありますが、最初に聞いたときはそうなんだろうなというふうに思った、その記憶が感想です。

**司会者**：ほかの方、何かありますか。何でそうなるのという結論だったのか、なるほどと思ったかどうかというあたりですが、何かそのとき感じたことで、覚えていることがあればお願ひします。

**裁判員経験者6**：まず、求刑されたことが自分の中では基準線といいますかね、刑期をどのくらいとかいうのが全く分からぬ状態ですので、それがまづ基準線となって、最後に話し合う中で、それから過去の事例とかいろんなものを見ながら決めていったのですが、求刑を基準にしたということは私の中では事実ですね。

ただ、それが過去の事例とか、自分たちが話し合って、そこからそれが本

本当に妥当かどうか、自分で格闘しながら、実際に話した中で過去の事例と照らし合わせながら決めていったというような印象を持っています。

**裁判員経験者5**：検察官の方が出した数字とその後の弁護人の方が出した数字は余りにも離れていて、どうしてここまで違うのかなということは思いました。

**司会者**：ほかの方はどうですか。

**裁判員経験者2**：あのとき確かに主犯格の方の刑が先に決まっていたようですね。ですから、それが基準になることだろうなという感じだったのです、こうなってしまうのかなという想いでました。

**司会者**：3番さんは、何かつけ加えることがあればお願ひします。

**裁判員経験者3**：私のときは、検察官の方と弁護人の方が示された数字が一致していましたので、それを基準で考えることができたので良かったと思います。

**司会者**：刑を決めるという作業は、ものすごく難しいだろうと思います。初めて裁判に係わるときに、何の基準もなしに刑を決めろとか言われても無理な話なので、手がかりとして過去の事例を用いることで、刑を決めることになりますと話して評議に入っていますし、公平の点も考えてくださいというようなことをお伝えしています。

それについての受けとめ方で、当時こんな感想を持ったということがあればお聞かせください。また、刑を決める話し合いの中で不十分だと感じたとか、それはどうなんだという疑問を感じていたというようなことがありますか。

**裁判員経験者5**：検察官が主張する年数と弁護人の主張する年数ですね、それがものすごく開きがあるのですが、どういう意図で、そういうふうにしたのかなという疑問がありますね。

**司会者**：そこは、そもそも過剰防衛についてお互いの見方が違うので、そこを

解消しない限りは、数に開きがあるのは当然だということがあったのだと思いますが、なぜ〇年なのかというところについては、よく分からなかつたということになるんですかね。

**裁判員経験者6**：私の中のイメージでは、事件ですね、例えば殺人をしたから大体何年ぐらい、死体遺棄をしたから大体何年ぐらい、育児放棄だと何年ぐらいかで、合算して幾らというようなイメージを最初持っていたんですよ。ところが、話をして過去の事例云々を聞いていくと、全部ひっくるめてというような感じになって、・・・最終的には私は自分の中では納得していますが、初めのイメージとちょっと違っていました。

例えば、実際、過去の事例等も、ほかの意見等を聞いていて最終的に決まった刑期については、自分なりに納得できたと思います。ただ、そのイメージとは初めのものとは大分違つてたという印象を持っています。

**司会者**：ほかの方は、何か感じたことはありますか。

**裁判員経験者1**：私が感じたのが、個々の事例とか過去のことを見たときに、それぞれ経験しているのは違うことなので、過去のことを今回の事件と比べていいのかなというのは、話しながらいつも考えていました。

今回の事件と過去の事件というのは、全く同じものは絶対にないので、それを比べていいのか、横並びに比較の対象としていいのかというのは、いつも考えながら聞いていました。

**司会者**：比べて答えを出してくださいという趣旨でやっていたわけではないので、1番さんがそこで疑問を持ちながら考えていただけたのなら、むしろありがたいことなのですが、そういう意味で、データの持つ意味が強すぎるのはないかという感じは持ちながら話をしておられたのでしょうか。

**裁判員経験者1**：そこまでは思ってないです。違ったものを比較しているんじやないか、全く違う性質のものを並べているんじゃないかという心配をしながら話を聞いていたという意味で、過去のものに縛られるという意味ではな

いんですけど。

**司会者**：懐疑の気持ちを持ちながら検討していただけていたということなんですね。

**裁判員経験者1**：言われているものが必ずしも正しいのではないのではないかという目では見ていましたという意味です。

**司会者**：どうですか、2番さん、何でも結構です。刑を決める話し合いの中で、何かこんなことをちょっとと思ったというようなことがありますか。

**裁判員経験者2**：過去の事例と主犯格の刑というのは聞かないほうがよかったですではないかなというような印象はありました。

**司会者**：ちょっと議論の枠づけとして強すぎたかなというふうに感じておられたということですね。

3番さんは何か感じられたことがありますか。

**裁判員経験者3**：私たちが刑を決めていく中で、過去の放火の事件を見ても、また、この被告人の発達障害ということも考えて決めたので、過去の事例が基準となったので、私的には基準があつて良かったなと思いました。

**司会者**：やっぱり手がかりとしてそういうものがあったことは良かったということですか。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：5番さんと6番さんはどうですか。

**裁判員経験者6**：決めるに当たっては、最初に見せていただいた事例以外に事例はないのかということを私、言おうとしたと思うんですよ。素人なんで全く分からぬわけですよね、何年が妥当なのかということが。だから、あれを参考にして、これと同じような類型の事件で何年ぐらいだったから、今回の事件に照らし合わせて自分なりに考えたというのを覚えてています。

**司会者**：6番さんは割とデータを尊重する形になっていったから、データの見せ方がすごく大事なんじゃないかと、逆に思ってくるということですか。

**裁判員経験者 6**：はい。

**司会者**：ありがとうございました。

**裁判員経験者 5**：私は、あのときはやっぱりデータがあったことで、データを基準にして決めることができたと思います。

**司会者**：ただ、基準とは言いながら、見ていただくと結構ばらけてたりして、イメージづくり程度のものにしかならないんじゃないかと個人的には思っているのですが、どうですか。

**裁判員経験者 5**：そうですね、イメージとして持って、それで大体これぐらいかなということが膨らんでいって・・・。

**司会者**：6番さんなんかは、もうちょっと強く数字を意識したということになるんですかね。

**裁判員経験者 6**：全くわからないんですよね、何年にしていいかとか。ただ、自分の中では、当然、それが今回の事件とは違うというのは自分の中でも分かっているのですが、基準になるものが何にもないとわからないんですね。だから、数例見るんじゃなくて、もっと多くのものを私は見たいと。殺害方法についてもいろんなものを見て、こういう場合はこれくらいだったとか、その中でも幅はありましたが、自分で今回のものに当てはめて自分で決めたので、私はあれがなかつたら、多分、決められなかつたというふうには思います。

**司会者**：拘束されたわけではなくて、自分なりの見方を加味しながらということですか。

**裁判員経験者 5**：あれが基準といいますかね、大体こういうものを類型づけて、このぐらいだと。それで今回のものに当てはめたというような印象です。

**司会者**：最後の質問にさせていただきますけれども、裁判が終わってから、実は自分は裁判員をやったというようなことをどなたかに話をしたことがある。

方はおられますか。

**裁判員経験者全員：（肯く）**

**司会者：**大体皆さん話しておられるんですかね。それは良かったです。それは、自分の経験として、こんなことをどなたかに話したということをお聞かせ願えますか。

**裁判員経験者5：**やはりこういうことを経験したと言ったら、どの事件かとか、それは何年になったのとか、いろいろ質問されましたが、周りにまだ裁判員を経験した方がいなかつたので、みんな興味津々で聞いてきます。

**司会者：**話してあげたことで向こうからこんな反応が返ってきたというようなことはありましたか。

**裁判員経験者5：**中には、それ大丈夫なの、身内の人から後々何もないとかいうことも聞かれはしましたね。

**司会者：**ありがとうございます。ほかの方はどうですかね。ちょっとこんなことを話したらこんな反応が返ってきて、こんなやりとりをしたということを、もし話してもいいぞって思っていただけなら聞きたいんですけども。

**裁判員経験者1：**私も職場とかで休みはりますので、そういう話をする機会がありました。具体的な中身については話せないので、どこまで話していくかという迷いがあることが一つと、あと、周囲もそこら辺を配慮しているのか、興味がないのかわからないんですけども、余り立ち入って聞いてこようとする雰囲気ではありませんでした。

**司会者：**具体的にどういうお話をされましたか。やってきたよという程度の話ですか。

**裁判員経験者1：**どういうような会場で、どんな人が来ててとか、その会場の雰囲気はどんな感じで、どういうふうに進んでいくんだよっていうような話をしました。やっぱりそれだけでも知らない世界なんで、興味深くは聞いてもらえたのでないかなと思いました。

**司会者**：ありがとうございます。

**裁判員経験者2**：私も内容的には余り話していないのですが、いつぐらいにその通知が来て、それからどれぐらい、多分、忘れたころに来たという、そういう話ですね。それから、私は3日間で、朝から夕方までだったという話と、ぜひ通知が来たら参加してほしい、いい椅子に座れますよと、そういう感じで話しています。

**裁判員経験者3**：私も家族にはいろいろ話しましたが、やっぱり守秘義務というのがあるので、・・・。職場を3日間離れる事もあり、誰にどこまで話したらいいのかというのが分からなかったので、管理職の方ぐらいに話して、あとはどう言っていいのか分からなかったので、あまり話をしませんでした。

**司会者**：裁判後に、振り返って印象を話したとか、そういうことはありませんか。

**裁判員経験者3**：家族にはこういう印象だったよというのは話しましたが、職場の人には本当にどこまでどう話していいか分からなかったので、特にそういう話はしませんでした。行ってきたよぐらいです。

**裁判員経験者5**：いろんな話をしましたが、最初によく聞かれるのは、どうやって選ばれたのということです。選任される経緯を少し話して、あとは内容云々よりも、どういう事件で判決がどうなったというようなことが、聞かれた中では一番多かったと思います。

**司会者**：選任のされ方というのは、本当は、裁判所が広報していかないといけないんでしょうね。なかなか参考になりました。ありがとうございます。  
あと、裁判所の対応について、特に裁判後、何か裁判所に相談したいとか、そんなことを思ったことはなかったですか。

**裁判員経験者6**：どうしても裁判員となると、多分、これは大分県下だからだと思うのですが、地方から来る人は、朝、例えば7時とか9時、10時、開

始の時間に間に合わせなければならぬので、大分市とかの混みぐあいもよく分からないんですね、朝の通勤ラッシュとか。どうしても朝早く出でるので、できれば、決まりはあるのでしょうか、宿泊とか、そういうような配慮をしてほしかったというのがあります。

**司会者**：そうですね。宿泊費等を出せるエリアが実情にあってるのか・・・そういう意見を聞くこともありますね。

それでは、最後に、これから裁判員になられる方に向けて、何か一言ずつメッセージをいただけませんか。

**裁判員経験者6**：誰でも経験できることではないので、経験して初めて思うことかもしれません、自分の受けたイメージとしては、皆さん丁寧に分かりやすく、いろんなことを教えてくれるし、分からぬことを素直に言えば分かるようになると思うので、もし選任されればぜひともやってもらいたい、参加してほしいというのは、今の自分の率直な気持ちです。

**裁判員経験者5**：私もでしたが、体調が不安になると思いますけど、よくしていただきましたので、ぜひいい経験になると思います。皆さんにやってもらいたいと思います。

**裁判員経験者3**：私も、5番さん、6番さんが言われたのと同じで、裁判を受ける前は、やはりとても不安で、自分の中に負荷があって、裁判に行くと決まって、それからちょっと期間があったんですけども、とても嫌でした。でも実際やってみて、裁判官の方がとても意見が言いやすいような問い合わせとか、いろいろ説明してくださり、また職員の方もとても親切に対応してくださいましたので、終わった後は自分の中にいい経験ができて、とても良かったなという印象です。

**裁判員経験者2**：いろいろ経験して、最初は本当に不安ではありました、参加してよかったです。本当にわからないことは全て教えてくれるし、服装等も気軽な格好で来れるし、ぜひ今後、当たった方は参加するべきと思いま

す。

**裁判員経験者1**：私も経験してみて良かったと思います。自分の職場の人から、どうだったということを聞かれたときには、良かったよと言っています。本当にいろいろ真面目にいろんなことを聞いて、すごく考える機会にもなるし、自分が刑を下すという中に入ることがどういうことかということを考えるいい機会になるよというふうに答えてています。

あとはちょっと具体的な言い方では、まだやっていないうちがチャンスだよと。いっぱい人に話を聞いてもらえるよというようなことをあわせて言っています。

**司会者**：ありがとうございます。

それでは、最後に、弁護士、検察官からお願ひします。

**弁護士**：本日は本当に貴重なお話を伺いました、ありがとうございました。裁判員制度が施行されて5年が経過していますが、私たち弁護士個人という意味でいうと、そうたくさん裁判員裁判を経験した人間は多くありません。私自身もたくさん経験しているわけではないので、個人としてもいろんな情報が蓄積されているわけでもないですし、また弁護士会としても、そういう情報が蓄積されているわけでもないという状況で、本日お話を伺い、我々も改善すべき点がたくさんあるというふうに思いました。より分かりやすい裁判になるように、そして皆さんに参加していただける裁判になるように、我々弁護士としてもこれから頑張っていこうと思います。

本日は大変ありがとうございました。

**検察官**：皆さんが裁判に対してどのような感想を抱いていらっしゃったかということにつきましては、裁判所が行ったアンケートを検察庁にもいただいて、それでお話が分かるということはあります、やはりこのような機会で生の声を聞かせていただいたということは大変ありがとうございました。

本日、皆様の御意見を伺って、専門用語で難しいところがあったとか、いろいろ今後改善すべき点というのもありましたので、今後の裁判に活かして、また、分かりやすい裁判ということで検察庁も考えていきたいと思っております。

**裁判官**：本日は本当にどうもありがとうございました。

毎回の裁判のときにも感じており、また、改めて今日感じましたのは、本当にこの裁判員裁判の制度というものは、皆さんのお理解、それから責任感の強さ、そういうものに支えられて機能しているのかなというのを実感いたしております。

今日、いろんな忌憚のない意見をいただきまして、自分なりに考えるところもございましたし、皆さんと一緒に評議をさせていただいて、裁判を下す側の一員として自分がどういうふうにこれからやっていかなければならないのかなということも、やっぱりいろいろ考えさせられました。これまでももちろん努力を続けてきましたつもりではありますが、今後も分かりやすい裁判を目指して頑張っていきたいなという気持ちを新たにさせていただきました。

どうもありがとうございました。

( 休憩 )

**大分合同新聞**：証拠の中身について、悩んだ場面がありますか。

**司会者**：それぞれお悩みになられて結論を出した場面というのがあると思うのですが、証拠が不十分で悩んだというような記憶ということになるんですね。

**裁判員経験者6**：証拠が不十分というのは、まずやっているときは分からぬと思うんですよね。現実として出てきたものに対して、これはどうだったのかということをやってきたので、それ以上のものがあるとかないとかいう判断がつかないのは私自身の経験です。

**司会者**：こういう状態で結論を出せるかという悩みがあったかどうかというこ

とではどうですか。

**裁判員経験者5**：もしかしたら殺人の死体の写真とか、見たらぞつとするのか  
もしれませんが、そういうのもあったほうがいいのかと……現実にはまた違  
うかもしれないんですけども。

**司会者**：当時、実際にそのような感じを持っていらしたのですか。

**裁判員経験者5**：そうですね、多少あったと思います。

**司会者**：現実味が薄いというか、何かやりづらかったというようなところがあ  
りましたか。

**裁判員経験者5**：後でいろいろ質疑をしていく中で、現実には写真がなくても  
だんだんイメージが膨らんでいきました。

**司会者**：あの事件のときに具体的にどんなことが起こったかということを決め  
るのに有効な写真があればという趣旨なのか、単純にやっぱり遺体の写真ぐ  
らい見ないと裁判に臨むべきじゃないだろうということなのか、どちらでしょ  
うか。また、皆さんとの話し合いの中でいろんなことが解消していったとい  
ふうなお答えでしたが、どういうやりとりによって写真についての気持ちが変  
わっていったのですか。

**裁判員経験者5**：いろんな傷とか、それはもちろんイラストではありましたけ  
ど、一応、いろんな絵だって解釈はできるんですけど、……。

**司会者**：やっぱりどういう事件だったのかということを知る上で、又はどんな  
攻撃が加えられたのかということを知る上で、ストレートな証拠があった方  
がいいということですか。

**裁判員経験者5**：それがあれば、もう少しわかりやすかったのかもというとこ  
ろですね。

**司会者**：ほかの方はどうですか。

**裁判員経験者1**：私が担当した事件は、事実の争いはなかったので、基本的に  
は裁判に出てきている証拠が全てだろうというところで、そういう見方をし

ていました。ですから、その出てきたものの中で判断をしていくという考え方で臨んでいました。

**司会者**：例えば、誰か証人に来てほしかったみたいなことを感じましたか。結局、あの事件では、調書と動画は調べましたが、誰か関係者が1人でも法廷に来てくれればというような思いはありましたか。

**裁判員経験者1**：調書の中で、皆さん言われていたことが大体一致していたので、こういうものなんだろうというところで、特段誰か来てほしいとかいうことは思わなかったです。

**司会者**：ほかの方は、調べた証拠の関係で何かありますか。

**裁判員経験者2**：私が経験した裁判では、写真、動画及び凶器等全て出てきて、主犯格の方も法廷に出てきたので、非常に分かりやすかったと思います。

**裁判員経験者3**：私は、動画がなく写真のみでしたが、同じ場所でも、角度を変えて、何枚も写していただいて見せてもらったので、分かりやすかったです。

**司会者**：放火の現場ですね。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：この関係はこの程度でよろしいですか。

**大分合同新聞**：最近、裁判員の心理的負担の軽減ということで、被害者の御遺体とか傷の写真をイラストにしたりとか、白黒にしたりとか、いろいろな工夫をしていますけれども、実際に写真を見て、何らかのショックを受けられたとか、負担があったり、又はこういうふうに改善したほうがいいということがありますれば教えてください。

**司会者**：何か心理的に負担を感じるような証拠、写真というのではありませんか。むしろ5番さんは、もうちょっと見てもよかつたんじゃないかという御意見だったと思いますし、検察庁のほうも配慮してくださっているというふうに理解していますので、恐らく皆さん方は負担感はなかったんだろうかな

と思っていますが、よろしいですか。

**裁判員経験者全員**：（肯く）

**司会者**：それでは、次の質問をどうぞ。

**読売新聞**：事件に対する心理的負担はもちろんですが、裁判員裁判の制度や手続上で心理的負担を感じる場面はなかったですか。それに対する改善点があれば教えてください。

**司会者**：何かここら辺は負担感があるので、こんなふうに改めるべきとか、この場面で実はこんなふうなことを重荷に感じたという経験があれば、どなたからでもどうぞ。

**裁判員経験者1**：心理的な負担という意味では、私自身はそう感じてなかったのですが、私の母親が裁判員候補者になり、具体的な裁判の呼び出しもありまして、そのときに呼ばれたこと自体が非常に精神的な負担になっているようには感じました。

私自身がさきに裁判員裁判を経験した後での呼び出しでしたので、これこれこういうような段階を踏んで、こういうような内容でどんなふうに進んでいくんだよという話をしたら非常に安心したようでした。

実際には裁判員にはなりませんでしたが、手続に行ってみたら、そんなに心配したことでもなかつたわというような感じで、ちょっと前向きな感じで受けとめられたように思います。

**裁判員経験者5**：私も、裁判所からの封筒が届いたときに、やはりちょっとストレスを感じました。まさかそれが裁判員裁判の呼び出しとは思わず、一体何だろうということで、開ける前はどうきどうきました。

**司会者**：解決は難しいかもしれません、広報とか周知とかということになるのでしょうかね、やっぱり。ほかはありませんか。

**読売新聞**：職場の方に説明をされていると思いますが、その辺はちゃんと御理解を得られたのでしょうか。又は、家族の方の方の理解を得られたのかという

点はいかがでしょうか。

**裁判員経験者1**：裁判員裁判制度の休暇が職場にありましたので、特段、年休を使うとかいうわけでもありませんでした。職場の理解は比較的に簡単に得られたと思っています。

**裁判員経験者6**：うちの会社は休暇制度がなくて、参加するのは別に問題はなかったのですが、有給にするのか欠勤にするのかというような話は出ていたようです。

**裁判員経験者5**：うちも会社側にすんなりと出してもらいました。

**裁判員経験者3**：私の職場もきちんと裁判員裁判の休暇というのがありましたので、すんなりと休暇がとれてよかったです。

**読売新聞**：ありがとうございました。

**司会者**：それでは、これで意見交換会は終了とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

以上